

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務

2 業務目的

広島県では、企業価値が高く急成長するユニコーン企業を10年間で10社創出することを目指とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに令和4年度から取り組んでいます。(参考URL:<https://hiroshima-unicorn10.jp/about>)

これまでの取組の結果、県内スタートアップの裾野は徐々に広がり、企業の成長フェーズも進んできているが、ユニコーン企業への成長には、より大きな海外市場の獲得が必要となる。

そこで本県では、令和6年度から県内スタートアップの東南アジア地域等の進出に必要なネットワーク構築や人材獲得等の支援を実施してきたところ、令和8年度からは、スタートアップの海外進出に係るニーズの多様化に合わせ、東アジア及び東南アジアを中心とする地域への進出支援を提供するとともに、北米等への進出を希望するスタートアップには、独立行政法人日本貿易振興機構が実施するプログラム等への参加を支援することで、県内スタートアップがターゲットとする海外市場に応じた事業展開を一層加速させ、国外の投資家や事業会社から注目を集めるスタートアップが集積する、グローバルなスタートアップ・エコシステムの構築を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、上記の業務目的を達成するため、委託者（広島県）と連携し以下の事業を行う。

本仕様書の他、本業務に係る公募型プロポーザル審査において選定される受託者が提出する業務提案書（以下「提案書」という。）に定める内容を基本とし、県と協議の上、委託業務の全てに係る設計、実施、管理、運営を行うこと。

なお、実施内容・スケジュールについては県と協議の上、適宜変更を可能とするが、変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

また、本仕様書は最低限の要件を定めたものであり、記載事項の諸条件を考慮の上、本業務の目的の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

受託者は週に1回程度、県とWeb会議システム等で定例のミーティングを行い、事業の進捗を報告すること。また、定例ミーティングの議事録を作成し、ミーティング終了後1週間以内に県に議事録を提出すること。ただし、定例ミーティングの開催頻度は業務の進捗状況に応じ、県と協議の上隔週での開催とすることを妨げない。

（1）東アジア及び東南アジア進出支援事業

東アジア及び東南アジア地域への進出に向けて、ネットワーク構築や人材獲得等の支援を行い、現地での事業展開を加速させるためのプログラムを実施すること。

ア 支援対象者

次の諸条件をすべて満たすもの

- ・広島県内に本社若しくは事業所を有する企業、又は住所若しくは事業所の所在地が広島県内の個人事業主
- ・(法人格がない場合) 原則令和8年度末までに広島県内に法人登記をするもの
- ・「ひろしまユニコーン10」プロジェクトの目的を理解し、急成長を志すもの

イ 対象地域

東アジア及び東南アジアとする。また、原則として1回の申請につき1か国（地域）を対象とする。但し、シンガポール及びマレーシア等、地理的に近接し一体的な市場調査やネットワーク構築が合理的であると認められる場合は、1回の申請につき複数国を対象とすることを妨げない。なお、地理的に離れた複数国への展開を希望する場合は、別途申請を行わせる等の対応について県と協議の上決定すること。

ウ 支援内容

支援対象者が計画する現地渡航に合わせて、現地の専門家による伴走支援を実施し、海外進出に必要なネットワーク構築等を支援すること。また、業務の運営において、東アジア及び東南アジアに広範なネットワークを有しており、現地市場や事業展開に係るノウハウに長けているチームを組成すること。

さらに、支援対象者と本業務の事務局が緊密なコミュニケーションを図ることができる体制を構築するため、支援対象者の事業内容に応じて適切な専門家を伴走メンターとして1人以上配置し、支援対象者の相談等に隨時応じること。

(ア) 支援対象者の海外進出の目的や目標を明確にし、現状の課題等個社ごとの事業状況を把握・分析し、目的達成に向けて、支援の方向性を示すこと。

(イ) 支援対象者の進出先におけるステークホルダーとの関係構築等につなげるため、以下の要件を満たす個別メンタリングを実施すること。

- ・渡航前に支援対象者の進出計画を把握するための十分な準備期間を確保するとともに、事前に支援対象者からニーズをヒアリングした上で、支援対象者が現地で面談する候補先をリストアップし、渡航時における面談のセッティングを行うこと。
 - ・現地のスタートアップ・エコシステム関係者（政府・大学機関、VC、事業会社等）を広く巻き込めるようにし、本業務終了後においても支援対象者が進出先での事業展開が自走できることにする。
 - ・海外での市場規模の解像度を高めるため必要となる市場調査を支援すること。
 - ・各国ごとの市場の特性や商習慣、法規制等に関する知見やノウハウの習得を支援し、支援対象者が現地渡航時において効果的な活動ができるよう調整すること。
 - ・支援対象者が現地渡航した際は対面で面談を実施し、また、必要に応じパートナー候補との面談に同席すること。
 - ・支援対象者の現地での面談先が3社以上となるよう努めること。
 - ・現地渡航後、支援対象者の今後の海外進出計画の修正や進出の可否の判断等についてフォローアップすること。
- (ウ) 業務実施期間を通じて、ハンズオンでのメンタリングや進出計画のブラッシュアップ、潜在顧客の紹介、資金調達機会の提供等、支援対象者の海外進出をサポートするとともに、個社ごとの事業進捗を管理し、県に月に1回以上

報告すること。

- (エ) 東アジア及び東南アジアにおける対象国・地域は少なくともシンガポール、台湾、韓国、マレーシアを想定すること。

工 支援対象者の旅費等

プログラムでの現地渡航に必要な旅費等について支援対象者1社につき2人分まで支給すること。支給額については、対象経費（航空運賃、宿泊費等を想定。）の2/3以内とし、上限額は1人あたり30万円を限度とする。なお、支給上限額の範囲内であれば、同一の支援対象者1社による複数回の渡航も対象とする。

受託者はこれらの条件に基づき、支援対象者への振込手続きを行うこと。また、航空運賃の適用区分は原則としてエコノミークラス、宿泊費については業務遂行に必要な範囲で標準的な水準とし、過度に高額な宿泊施設を避けること。

疑義が生じた場合は県と協議の上決定すること。

オ 支援対象者の募集と選定

受託者は広島県と協力し、主体的に本業務の周知・募集を行い、支援対象者を選定すること。また、選定については、海外での事業成長が見込まれるものを見定できること。

(ア) 採択者数

海外での事業成長が見込まれるものを見算の範囲内で採択すること。

想定採択者数：5社

(イ) 周知方法

申込を検討するためのツール（募集要領、チラシ、申込フォーム等）を作成し、周知すること。また、募集開始から締め切りまで、1か月以上を確保すること。

(ウ) 個別相談会の開催

東アジア及び東南アジア地域への事業展開を志向するスタートアップ等を対象に、事業計画の具体化や申請書のブラッシュアップを支援するための個別相談会を実施すること。個別相談会は当該募集を締め切る2週間前を目安に開催し、相談者に対して1社20分程度を目安にWeb会議システム等で実施すること。

(エ) 審査会の開催

支援対象者を選定するため、審査会を開催、運営すること。審査は、原則として書面による一次審査、及びWeb会議システム等を用いた面談による二次審査の二段階で実施すること。ただし、応募数が10社以内の場合は、一次審査を省略し、全ての応募者に対して面談審査を行うことができる。

なお、審査員の選定及び審査基準については事前に県と協議し、承諾を得ること。また、審査資料の作成、日程調整、結果通知等の審査に係る一切の事務を行うこと。

力 支援対象者への支援スキーム

役割	受託者	伴走メンター
渡航 前	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の事業、海外計画に関する詳細ヒアリング ・個別メンタリングの実施 ・市場調査支援 ・商環境等のインプット支援 ・渡航時の面談先リスト共有 ・伴走メンターと定期的な情報共有、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・一義的な窓口として、随時の相談対応、フィードバックを実施 ・現地スタートアップ・エコシステム関係者の巻き込み等調整
渡航 中	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認、緊急時のトラブル対応 ・現地での面談 ・(必要に応じ) パートナー候補との面談同席 ・伴走メンターと現地活動状況の共有、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・(必要に応じ) パートナー候補との面談同席 (通訳補助等)
渡航 後	<ul style="list-style-type: none"> ・海外進出計画の修正等のフォローアップ ・経費精算等 ・伴走メンターと支援成果の報告、今後の課題共有、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー候補との面談におけるネクストアクションの整理等

(2) 他機関プログラム活用支援事業

(1) の事業以外で海外進出を希望する県内スタートアップに対し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の支援機関が実施する海外渡航を前提としたアクセラレーションプログラム（以下「他機関プログラム」という。）の参加や、世界各国からの参加者が集結する海外スタートアップ展示会への出展（以下「海外展示会」という。）を促進すること。

ア 支援対象者

上記「(1) ア」と同様とする。

イ 対象となる他機関プログラム及び海外展示会

以下のとおりとする。なお、以下に記載されたもの以外で適当と認められるものがある場合は、県と協議の上決定する。

(ア) 他機関プログラム

独立行政法日本貿易振興機構（JETRO）、独立行政法人国際協力機構（JICA）等が実施する、海外渡航を前提としたスタートアップ向けプログラム

(イ) 海外展示会

VivaTechnology (フランス)、SWITCH (シンガポール)、Slush (フィンランド)、若しくは CES (アメリカ) 等の大規模展示会、又はこれらに準ずるイベント

ウ 事業内容

- ・支援対象者が他機関プログラムに参加、又は海外展示会に出展する際に必要となる旅費等について予算の範囲内で支援対象者1社につき2人分まで支給すること（想定支援対象者：10人）。
- ・支給額については、対象経費（航空運賃、宿泊費等を想定。）の2/3以内とし、上限額は1人あたり30万円を限度とする。
- ・航空運賃の適用区分は原則としてエコノミークラスとし、宿泊費については業務遂行に必要な範囲で標準的な水準とし、過度に高額な宿泊施設を避けること。
- ・支給対象となる経費は、原則としてプログラム公募開始日から令和9年2月28日までの間に渡航し、かつ支払いが完了したものに限る。なお、公募開始は令和8年5月20日までに行うこと。
- ・他機関プログラムの主催者等から旅費等が支給される場合は、自己負担相当部分のみを本業務から負担すること。
- ・受託者は上記の条件に基づき、支援対象者への振込等手続きを行うこと。

エ 支援対象者の募集と選定

受託者は広島県と協力し、主体的に本業務の周知・募集を行い、支援対象者を選定すること。また、選定に際しては、海外での事業成長が見込まれるものを選定できることを工夫すること。

特に、海外展示会への出展支援に係る選定については、現地渡航における明確な目的及び具体的な仮説（事業計画）を有しており、渡航先において商談やピッチを行う予定がある等、対外的なアクションを行う計画を有しているものを選定すること。

支援対象者の募集は通年で行うこと。

オ 成果報告及び情報発信への協力

支援対象者は、帰国後速やかに成果報告を行うとともに、県が実施する広報事業に協力するものとする。受託者は、支援対象者に対して以下の事項を周知し、確実な履行を促すこと。

（ア）成果報告書の提出

渡航先、活動内容、得られた成果（商談件数、気付き等）を記載した成果報告書を提出させること。なお、報告書の様式については、支援対象者の事務負担軽減に配慮し、A4用紙1枚程度の簡素なもの、又はアンケートフォームへの入力等とすること。

（イ）マーケティング業務への協力

別途県が委託する「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務の受託者（以下「マーケティング受託者」という。）が実施する取材（インタビュー、写真撮影等）に協力すること。取材内容は、県内の他のスタートアップが海外展開を検討する際の参考となるよう、Webサイト等で広く発信されることを予め支援対象者に承諾させること。

5 特記事項

- （1）支援対象者への連絡調整等は受託者が行うこと。

- (2) 本業務参加者の情報（住所、所属、氏名、連絡先等）を把握し、名簿にまとめ、適切に管理すること。
- (3) イベントの開催等において、「ひろしまユニコーン10」プロジェクト関連業務と連携して取り組むこと。
- (4) 本業務にかかる費用は全て委託費の中から支給すること。
- (5) マーケティング受託者と連携し、上記「4 業務内容」の支援対象者が県内スタートアップにとって海外進出のモデル企業となるよう情報発信等において積極的に協力させること。

6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

7 完了検査及び委託料の精算

受託者は、業務を完了した日から10日以内又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに成果物（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。委託料は、経理書類に基づき、算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

なお、「4 業務内容（1）エ」及び「4 業務内容（2）ウ」に定める支援対象者への旅費等については、実際に支援対象者に支給した額を実績額とし、完了検査の結果、当該旅費等の予算額（「4 業務内容（1）エ」及び「4 業務内容（2）ウ」について、それぞれ300万円）に対し、実績額に不用額が生じた場合は、当該不用額を委託料から減額して精算するものとする。但し、提案書によりプロポーザル審査時の仕様書記載額を超過する旅費等の予算額については、減額精算の対象外とする。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりとする。

- (1) ドキュメント類については、紙1部及び電子媒体で提出すること。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。なお、成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えられるものがある場合は、積極的に提案すること。
- (3) 「4 業務内容（1）」の支援対象者については、事業成長に向けて何が課題で、その課題に向けてどのような支援を実施したのか、各社がどう取り組み、どのような成果に繋がったのか、個社ごとの事業状況を整理・分析し、明確に示すこと。
- (4) 成果物の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、本業務を通じて知り得た情報や成果物は全て広島県に帰属するものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務における提案公募に対しては、応募することはできない。
- (2) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し

指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (6) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

9 委託料上限額

36,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。